

一宮市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 6 年一宮市条例第 3 4 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、自転車等を保管したので、同条第 2 項前段の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 7 日

一宮市長 中 野 正 康

1 保管した自転車等及び撤去した場所

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり（「返却」欄に日付の記載のあるものを除く。）

なお、同台帳において、「A」、「B」、「C」及び「D」は、別紙図面の「A」、「B」、「C」及び「D」の地区とする。

2 撤去した日時

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり

時間：午前 1 0 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分までの間

3 保管する期限

告示の日から起算して 6 月を経過するまで

4 保管及び返還を行う場所

保管・返還場所：一宮市栄 4 丁目 6 番 1 1 号

一宮駅自転車等一時保管所

（電話：0 5 8 6 - 7 1 - 7 1 0 0）

5 返還のための手続を受け付ける時間

午後 1 時から午後 7 時まで

6 その他

3 の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 4 条第 1 項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第 1 1 条の規定により、2 ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意下さい。













別紙図面

